

長野市老人憩の家での「はり施術費」の見直しについて

高齢者活躍支援課

1 老人憩の家における「はり・マッサージ事業」の概要

- ・長野市では、高齢者の健康増進及び視覚障害者の福祉の向上を目的として、長野市視覚障害者福祉協会（視障協）に所属する鍼灸・按摩師（有資格者）に対し、老人憩の家の施術室を提供している。
- ・マッサージは9施設、はりは3施設（松代、氷鉋、若穂）で実施
- ・**施術料は、1回40分 600円**（1回の施術で、はり・マッサージの両方を受ける場合は1,000円）で、直接施術師の収入となる。施術に係る器具費等は施術師自身が負担する。
- ・施術料金は視障協と市の協議により決定し、「長野市はり・マッサージ事業実施要綱」に規定している。また、同要綱に基づき、施術師に施術日数に応じた助成金及び交通費を交付している。

◆令和5年度施術実績 はり852人、マッサージ2,902人

2 長野市視覚障害者福祉協会からの要望要旨 (R6.11.28要望)

「はり施術」に要する鍼用器具等の消耗品費は施術師が負担しているが、これらに係る経費が上昇しているため、令和7年度から「はり施術」の施術料金を「600円」から「700円」に値上げしたい。(※マッサージ料は据え置き)

➤合意の方向で協議

3 はり施術料の推移

はり施術料		施術者への助成金
昭和57年：	600円	4,800円
昭和61年：	600円	5,000円
平成8年：	500円（施術者への助成金を増額し、施術料を減額）	5,500円
平成10年：	600円（現行料金）	5,500円
令和7年：	700円（予定）	5,500円

※参考；民間の施術料金（インターネット上に料金掲載のあった市内民間施療院等5施設）

1回（30～60分）あたり 2,500円～11,000円

➤40分換算後の平均 約4,800円